

保安規程(電気事業用電気工作物)の変更届出について

平成19年10月31日
北陸電力株式会社

本日(10月31日)、電気事業法の規定に基づき、保安規程(電気事業用電気工作物)の変更を経済産業大臣に届け出ました。

この変更は、保安規程に定めるべき内容を規定する電気事業法施行規則(平成19年8月6日公布、同9月30日施行)第50条第2項が発電設備の総点検結果を踏まえ改正されたこと、および経済産業大臣から「電気事業法施行規則第50条の解釈適用に当たっての考え方」(平成19年8月9日付)が示されたことを受けたものです。

具体的には、以下について保安規程の記載を追記・明確化し、充実させました。

- (1)関係法令及び保安規程の遵守体制
- (2)主任技術者の職務の範囲、権限及び組織上の位置付け
- (3)保安教育の改善
- (4)記録の作成、承認及び保存の手続
- (5)発電用電気工作物の保安に関する改善活動、情報公開、文書管理、調達管理
- (6)保安規程の定期的な点検及び継続的な改善

当社は、引き続き再発防止対策を確実に実行するとともに、電力設備の保安に万全を期してまいります。

以 上

保安規程：事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために定めた規程であり、事業者が作成・変更し、届出しているもの